

## 第3章 風水害応急対策に関する計画

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 1. 配備基準

##### (1) 動員配備基準

気象情報、災害の状況に基づき、次の基準により配備体制をとる。

組織	体制	配備基準	主な活動・配備職員
	警戒待機	○大雨・洪水、強風等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。	○防災担当職員で情報収集を行い得る体制をとる。
災害警戒本部	第一配備	○山ノ井川（十間橋）又は花宗川（筑後市下北島）の水位が氾濫注意水位と氾濫危険水位の中間値を超え災害の発生が予想されるとき。 ○その他、町長が必要と認めたとき。	○総務課及び課長級の職員により、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る態勢をとる。 ○第二配備に移行し得る体制とする。
	第二配備	○山ノ井川（十間橋）又は花宗川（筑後市下北島）の水位が氾濫危険水位を超え災害が起こるおそれがあるとき。 ○一両日中に台風の暴風域に入るおそれがあるとき。 ○特別警報が発表されたとき。（災害対策本部設置中の場合を除く） ○その他、町長が必要と認めたとき。	○総務課、福祉課及び係長級以上の職員により、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る態勢をとる。 ○状況により第三配備に直ちに移行し得る体制とする。
災害対策本部	第三配備	○全域にわたって、風水害の発生するおそれがあり、被害が甚大と予想されるとき、あるいはこれらの被害が発生したとき。（山ノ井川の場合は、水位が4M超の場合を目安とする） ○その他、町長が必要と認めたとき。	○災害対策本部に関係のある職員は、全員待機して防災事務に従事する。

##### (2) 災害配備の通知公表

災害配備体制をとったとき又は廃止したときは、総務班及び情報収集広報班により、各班員、関係機関及び必要に応じて町民、報道機関に対して周知を行う。

#### 2. 動員組織形態

##### (1) 組織体制

災害警戒本部又は災害対策本部を設置する場合は、災害対策本部長は町長をもって充て、副本部長には副町長、教育長をもって充てる。

部名	班名	担当課	配備要員定数			
			警戒待機	災害警戒本部		災害対策本部
				第1	第2	第3
総務対策部	総務班	総務課	3	4	7	全員
		議会事務局		1	1	
	情報収集広報班	企画課		1	4	
		会計課		1	3	
	調査調整班	税務町民課		1	5	
厚生救援部	救助班	福祉課		1	9	全員
		健康課		1	3	
	避難所運営班	こども未来課		1	2	
	文教班	学校教育課		1	2	
		生涯学習課		1	3	
技術部	技術管理班	建設水道課		1	5	全員
	衛生班	環境課		1	3	
資材・産業対策部	資材班 産業対策班	産業振興課 農業委員会		1	4	全員
消防団					3	全員
三潞消防署						1

本部に部及び班を設け、部に部長を置き、班に班長及び班員を置く。部・班編成は、行政組織機構を基準にして設ける。

災害対策本部長の下に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、各部長、行政組織における課長及び消防団長、災害対策本部に派遣された三潞消防署長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他の防災に関する重要な事項について協議する。

## (2) 意思決定の基準

町における災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき町長（災害対策本部長）が行うが、町長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位で代行する。

第1順位：副町長

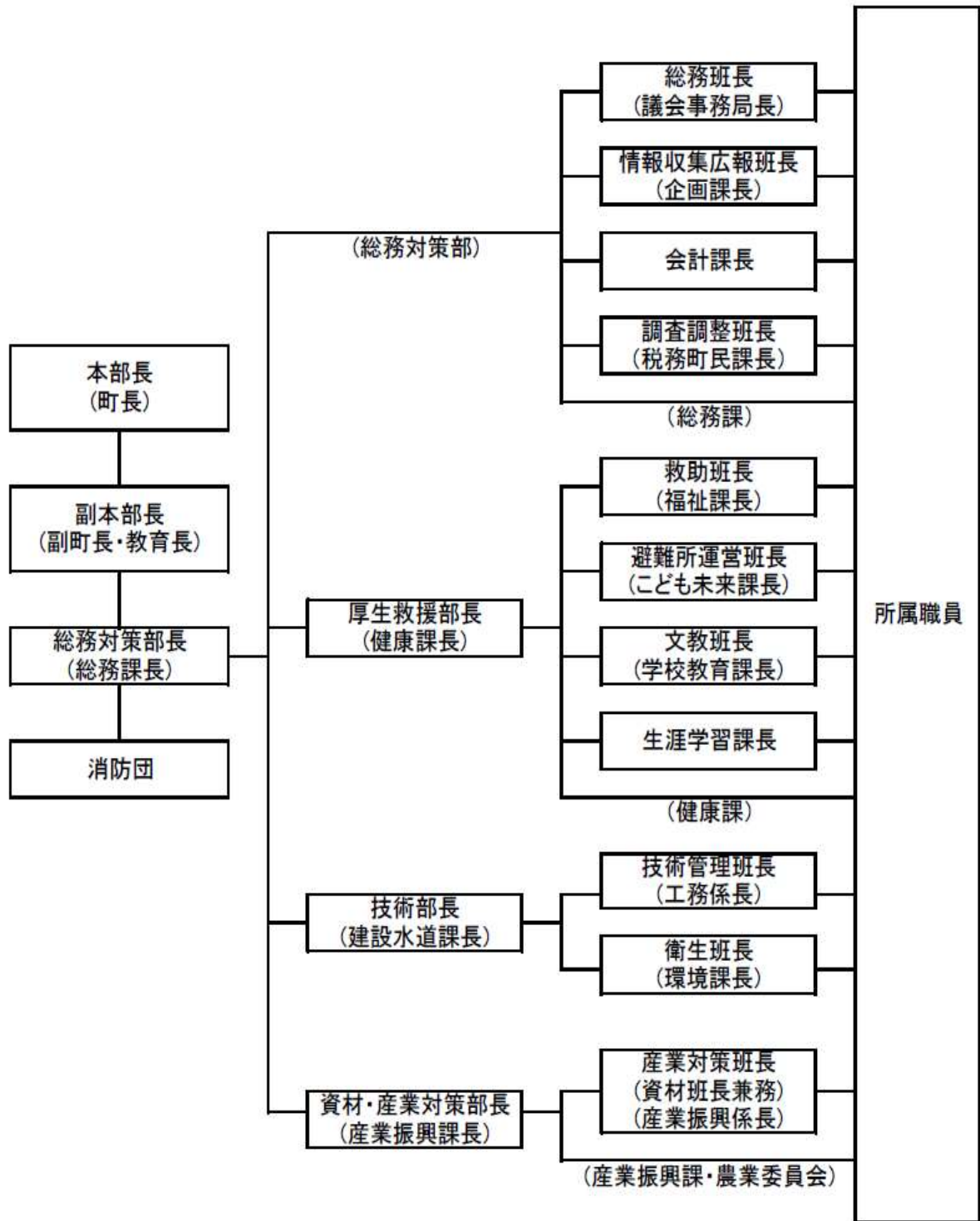
第2順位：教育長

第3順位：総務課長

第4順位：参集した職員のうち、最上位の職位の中の年長者

(3) 災害における動員

各配備に必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。



勤務時間外においては、電話又は参集メールを使用し、登庁を指示するが、当該職員は気象情報や災害の状況が前項の「配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは動員指示を待つことなく自主的に登庁するものとする。

また、当直者は防災情報FAX等により情報を得たときは、防災担当職員に連絡するものとする。

(4) 参集の報告

各班長は、班員の参集状況を取りまとめ、各部長を通じて総務班に報告するものとし、総務班は、全体の参集状況を取りまとめ、災害対策本部長に報告するものとする。

※資料編参照 【資料 16 職員参集簿】

### 3. 警戒待機

(1) 災害警戒本部の設置前

本町に暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるときは、情報収集等活動のため、警戒待機体制をとるものとする。

(2) 警戒待機体制の解除等

警報解除等により、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、警戒待機体制を解除する。また、警戒本部の配備基準を満たしたとき、又は町長が必要と認めたときは災害警戒本部・災害対策本部へ移行する。

### 4. 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

町長は、警戒本部の配備基準を満たしたとき、又は町長が必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。第一配備体制をとる場合は、本部を総務課に置き、第二配備体制をとる場合は本部を役場大会議室又は総務課に置く。また、本部室のほか会議スペースを大会議室に確保する。

(2) 災害警戒本部の解除等

町長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止又は警戒待機体制へ移行する。また、全域にわたって風水害の発生するおそれがあり、被害が甚大と予想される時、あるいは、これらの被害が発生したとき、又は町長が必要と認めたときは災害対策本部へ移行する。

### 5. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

町長は、全域にわたって風水害の発生するおそれがあり、被害が甚大と予想される時、あるいは、これらの被害が発生したとき、又は町長が必要と認めたときは、災害対策本部を役場大会議室、庁議室又は総務課に設置する。また、本部室のほか会議スペースを大会議室又は庁議室に確保し、必要に応じてプレスルーム、応援援助隊事務室、災害ボランティアセンターのスペースを確保する。

(2) 災害対策本部の廃止

町長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止又は下位いずれかの配備体制に移行する。

## 6. 各対策部、班の任務分担

部名	班名	事務分掌
	各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>①他班への応援に関する事。</li> <li>②所管事項に関する関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>③関係機関等に対する初動期応援要請に関する事。</li> <li>④水防活動等、災害対策・支援活動への協力に関する事。</li> </ul>
総務対策部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本部の庶務に関する事。</li> <li>②本部会議に関する事。</li> <li>③防災会議に関する事。</li> <li>④関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>⑤各部各班との連絡調整に関する事。</li> <li>⑥消防団に関する事。</li> <li>⑦避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の発令に関する事。</li> <li>⑧気象等災害情報の収集伝達に関する事。</li> <li>⑨受援業務の総括に関する事。</li> <li>⑩復旧期の人的支援要請に関する事。</li> <li>⑪復旧期の人的支援の受入れ調整に関する事。</li> <li>⑫災害対策に係る緊急予算措置に関する事。</li> <li>⑬備蓄に関する事。</li> <li>⑭その他、他の部に属しない事。</li> </ul>
	情報収集広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>①警報等の伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>②被害の記録、整理に関する事。</li> <li>③住民からの通報、問い合わせに関する事。</li> <li>④報道機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>⑤災害対策本部の歳入、歳出他現金の出納に関する事。</li> <li>⑥義援金品の受付、保管及び出納に関する事。</li> <li>⑦その他の会計に関する事。</li> </ul>
	調査調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被害情報の収集、連絡に関する事。</li> <li>②被害調査等に関する事。</li> <li>③災害現場及び現地本部と対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>④町税の減免に関する事。</li> <li>⑤り災証明書の発行に関する事。</li> </ul>
厚生救援部	救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災者、避難行動要支援者等の救出、避難に関する事。</li> <li>②社会福祉施設の安全確保及び被害対策に関する事。</li> <li>③社会福祉施設の被害調査に関する事。</li> <li>④社会福祉団体との連絡調整に関する事。</li> <li>⑤ボランティアセンターの支援、連絡調整に関する事。</li> <li>⑥被災者相談窓口の設置に関する事。</li> <li>⑦見舞金等の支給及び生活再建支援に関する事。</li> <li>⑧その他、救助対策に関する事。</li> <li>⑨医療施設の被害調査に関する事。</li> <li>⑩医療関係機関、団体との連絡調整及び食品衛生に関する事。</li> <li>⑪応急医療救護に関する事。</li> <li>⑫医療救護用資器材及び医薬品の確保に関する事。</li> </ul>

部名	班名	事務分掌
		⑬避難所等における健康管理に関すること。 ⑭火葬に関すること。
	避難所運営班	①避難所・福祉避難所等の開設、運営、閉鎖に関すること。 ②避難者名簿の作成に関すること。 ③避難所における物資の受入れ、管理、配布に関すること。 ④保育園等における園児等の安全確保に関すること。 ⑤保育園等施設の被害調査及び復旧に関すること。
	文教班	①学校児童・生徒の安全確保に関すること。 ②教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 ③災害時の応急教育に関すること。 ④災害時の学校給食に関すること。 ⑤その他、学校教育に関すること。 ⑥社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 ⑦社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 ⑧その他、社会教育に関すること。 ⑨災害用食糧の確保に関すること。 ⑩炊き出しに関すること。 ⑪臨時ヘリポートに関すること。
技術部	技術管理班	①公共土木施設の被害調査に関すること。 ②公共土木施設の応急復旧及び復旧に関すること。 ③水道施設の被害調査に関すること。 ④水道施設の応急復旧及び復旧に関すること。 ⑤輸送路、避難路の確保に関すること。 ⑥災害時における給水対策に関すること。 ⑦応急仮設住宅に関すること。
	衛生班	①災害時の防疫、清掃に関すること。 ②愛護動物等の保護等に関すること。 ③仮設トイレの設置に関すること。 ④その他、衛生に関すること。 ⑤遺体の収容に関すること。
資材・産業対策部	資材班	①災害対策物資、資材の運搬に関すること。 ②輸送車両の確保に関すること。 ③保育施設、教育施設、社会教育施設の応急復旧に関すること。 ④その他公共施設の応急復旧に関すること。 ⑤復旧期の物的支援要請に関すること。 ⑥復旧期の物的支援の受入れ調整に関すること。
	産業対策班	①農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。 ②畜産及び家畜施設の被害調査に関すること。 ③被災農家等の営農等指導、支援に関すること。 ④被災商工業者の被害調査、支援に関すること。 ⑤その他、産業対策に関すること。
消防団		①消防全般に関すること。 ②被災者の救助に関すること。 ③災害情報の広報に関すること。 ④被災地域の防犯活動に関すること。 ⑤水防作業等、災害対策・支援活動に関すること。

## 7. 本部及び本部職員の標識

災害時において、災害対策本部の所在、本部長、副本部長、本部職員の身分を明確に表示するため、あらかじめ標識及び腕章を定めておき、これを携帯しておくものとする。

## 第2節 予警報等の伝達計画

気象に関する予報、警報及び情報を迅速、確実に関係機関及び一般住民に伝達するための計画である。

### 1. 予警報の種類及び基準等

#### (1) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。福岡管区气象台により、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」が発表される。「雨を要因とする特別警報」が発表されたときは、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」が発表される。

#### (2) 注意報の種類及び基準

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報であり、その種別及び基準の内容のうち主なものは次表のとおりである。

種類	発表基準
注意報	大雨 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当すると予想される場合である。 [表面雨量指数基準 18] [土壌雨量指数基準 127]
	洪水 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。 [花宗川流域の流域雨量指数 7.6] [山ノ井川流域の流域雨量指数 9.1] [花宗川流域の複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数) 11、6.1] [山ノ井川流域の複合基準 11、9.1]
	強風 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合]
	風雪 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [雪を伴い、平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合]
	大雪 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [24時間の降雪の深さが 5 cm以上になると予想される場合]
	雷 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。具体的には次の条件に該当する場合である。 [落雷等により被害が予想される場合]
	濃霧 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [視程が陸上で 100m以下になると予想される場合]



種類		発表基準
	乾燥	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[最小湿度が 40%以下で、実効湿度 60%以下になると予想される場合]</p>
	低温	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[冬季：最低気温が内陸部で<math>-7^{\circ}\text{C}</math>以下になると予想される場合]</p> <p>[夏季：平年より平均気温が<math>4^{\circ}\text{C}</math>以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合]</p>
	霜	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には早霜・晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜の期間内において、最低気温が<math>3^{\circ}\text{C}</math>以下になると予想される場合]</p>
	着氷・着雪	<p>著しい着氷・着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[大雪警報・注意報の条件下で、気温が<math>-2^{\circ}\text{C}</math>～<math>2^{\circ}\text{C}</math>、湿度が90%以上になると予想される場合]</p>

### (3) 警報の種類及び基準

大雨、洪水、大雪、暴風、風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報であり、その種別及び基準の内容のうち主なものは次表のとおりである。

種類		発表基準
警報	大雨	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。具体的には次の条件に該当すると予想される場合である。</p> <p>[表面雨量指数基準 28]</p>
	洪水	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。具体的には次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。</p> <p>[花宗川流域の流域雨量指数 9.6]</p> <p>[山ノ井川流域の流域雨量指数 11.4]</p> <p>[山ノ井川流域の複合基準 11、10.2]</p> <p>[指定河川洪水予報による基準 矢部川(船小屋) 氾濫警戒情報等と関連]</p>
	暴風	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>[平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合]</p>

種類		発表基準
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。具体的には次の条件に該当する場合である。 [雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合]
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [24 時間の降雪の深さが 20 cm 以上になると予想される場合]

(4) 特別警報の種類及び基準

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報であり、その種別及び基準の内容のうち主なものは次表のとおりである。

種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km メッシュ地点が県域程度の広がり範囲内で 50 メッシュ以上出現し、更に雨が降り続くと予想される場合又は 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km メッシュ地点が県域程度の広がり範囲内で 10 メッシュ以上出現し、更に雨が降り続くと予想される場合] 参考値：大木町の 50 年に一度の値 48 時間降水量 520mm、3 時間降水量 163mm、土壌雨量指数 293
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風（伊勢湾台風級）や同程度の温帯低気圧の襲来が予想される場合]
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [暴風の特別警報の発令基準の暴風に雪が伴うと予想される場合]
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 [県域程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の積雪が丸一日程度以上続くと予想される場合]

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

[1 時間雨量 110mm 以上]

(6) 竜巻注意情報

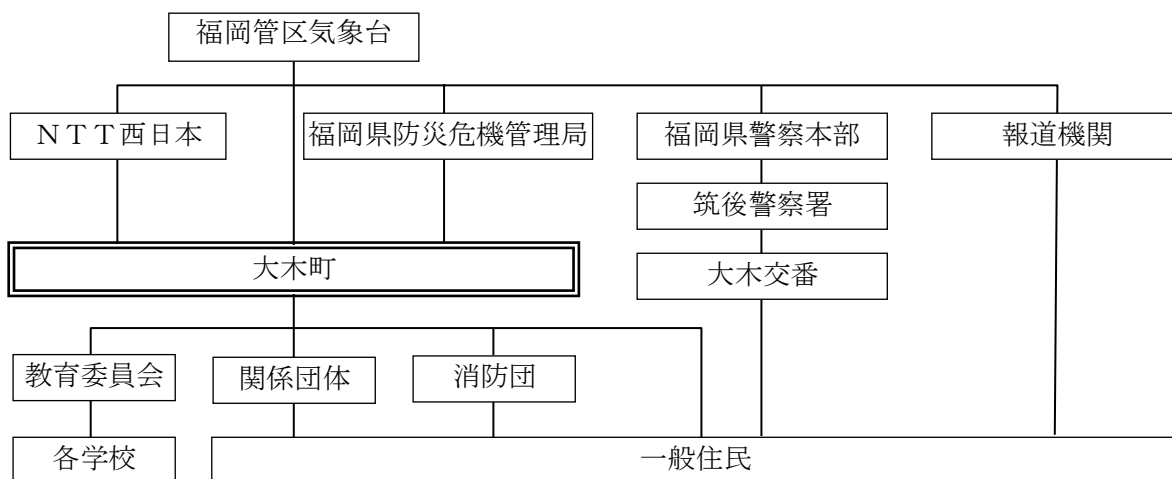
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び

かける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県単位で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表される。

(7) 火災警報

町長は、県知事から火災気象通報を受領したとき、又は直接ラジオ・テレビ等により覚知したとき、あるいは気象状況が火災予防上危険であると認める場合に、一般に対して警戒を喚起するために火災注意報又は火災警報を発令するものとする。

(8) 予警報の伝達系統



(9) 予警報の伝達要領

- ア. 予警報について、通常の執務時間中は総務課が、執務時間外は当直者が伝達を受ける。
- イ. 災害対策本部の開設中は、総務対策部が当たるものとする。
- ウ. 警報等の伝達を受けたときは、速やかに災害対策本部長・副本部長・総務対策部をはじめ、各対策部に連絡するものとする。
- エ. 情報連絡を担当する対策部は必要により、消防団・学校・その他団体に連絡する。
- オ. 解除の場合もこれに準ずる。
- カ. 特別警報の伝達を受けた場合は、防災無線等により住民等に伝達する。(気象業務法第15条の2第4項)

(10) 水防法第15条第2項の洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達  
要配慮者利用施設の所有者または管理者への洪水予報等の伝達は、次の表のとおりとする。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の確実な避難の確保のために、自らも、気象庁、河川事務所、福岡県のHPなどにより、気象予警報、降水量、河川の水位情報等の把握に努めるものとする。

伝達する情報	伝達方法
筑後川(瀬ノ下) 氾濫危険情報、氾濫発生情報	緊急速報メール(河川事務所配信)
矢部川(船小屋) 氾濫危険情報、氾濫発生情報	緊急速報メール(河川事務所配信)
沖端川(新村橋) 氾濫危険情報、氾濫発生情報	F A X
山ノ井川(十間橋) 氾濫危険水位超過、氾濫発生情報	F A X
花宗川(下北島) 氾濫危険水位超過、氾濫発生情報	F A X
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の情報	緊急速報メール(町配信)、防災無線、戸別受信機、防災メール

## 2. 異常現象発見時における措置

### (1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報するものとする。

- ア. 役場
- イ. 警察機関
- ウ. 消防署又は消防団

### (2) 町への通報

異常現象を発見した場合、又は地域住民から通報を受けた場合、警察機関、消防署又は消防団は、直ちに町長に対し通報しなければならない。

町の情報収集担当は、次のとおりである。

総務課 (災害対策本部の開設中は総務対策部)

責任者 総務課長又は消防担当係長

電話番号 0944-32-1013

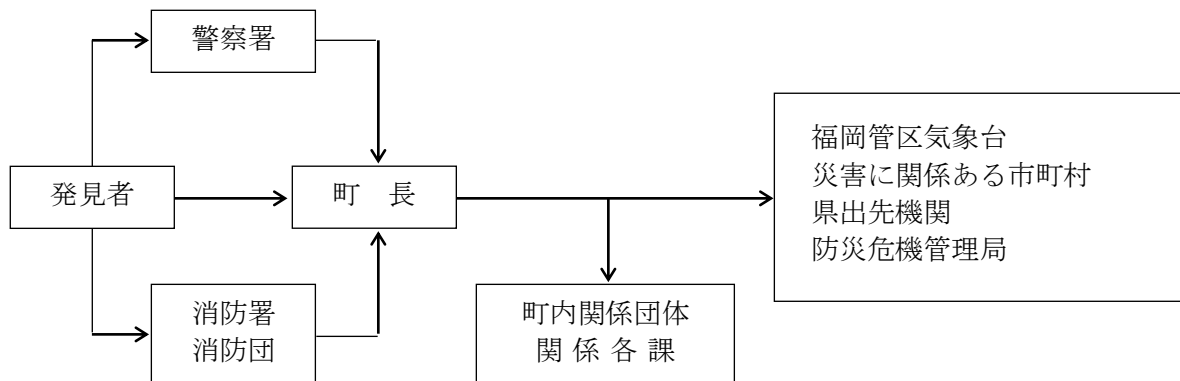
### (3) 各関係機関への通報

町長は異常現象の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、气象台、近隣市、その他の関係団体に通報するものとする。

### (4) 通報を要する異常な現象

- ア. 気象…大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
- イ. 水象…放置すると決壊のおそれのある堤防の水漏れ
- ウ. 土砂…地割れ、落石、地面からの異常な湧水等

### (5) 通報系統図



## 第3節 災害通信計画

災害時において、有線電話の途絶又は利用することが困難な場合、次の方法によって通信を確保する。

### 1. 優先電話による通信

優先電話の承認を受けた電話番号（4回線）

優先電話番号とは、災害により一般電話からの利用が多発し、使用不能となる場合に、官公庁・病院等重要な回線のみ発信できるように確保されてある番号である。

### 2. 非常・緊急通話

「災害優先電話」からの電話でも困難な場合は、非常・緊急電話を利用するものとする。

その利用方法は、「102」をダイヤルし、オペレーターに「非常電話」と告げ、その理由を申し出るとともに、契約名義及び電話番号、通話先電話番号を伝える。

### 3. 防災行政無線の通信等

(1) 県防災行政無線を利用できる関係機関との通信

災害時における県、その他の関係機関からの一斉通報時を除き、防災行政無線を活用するものとする。

(2) 災害対策本部と災害応急対策現場等との通信

携帯型MC A無線、携帯電話、特定省電力無線等を活用するものとし、必要に応じて、九州総合通信局へ移動通信機器の貸与を申請するものとする。

### 4. 他機関の通信施設の利用

下記機関が設置する有線電気通信施設又は無線施設の利用について、緊急かつ特別を要する場合には、これを利用するものとする。

(筑後警察署通信施設)

上記の通信施設を利用する時は、その理由・通信内容・発信者・受信者を文書又は口頭で告げるものとする。

### 5. 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないとき、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条の規定により、以下の場合において非常通信として非常通信協議会の無線を利用することができる。

(1) 人命の救助、避難者の救護に関する場合

(2) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関する場合

(3) 防災関係機関が災害応急対策を講ずるときに必要な場合

(4) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関する場合

(5) その他、気象観測資料、災害復旧や救護物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要する場合

※資料編参照 【資料17 災害対策用移動通信機器の借受要請】

## 第4節 災害情報等の収集・報告計画

災害の情報収集、報告を迅速かつ的確に行うことは、応急対策実施上、最も重要であるため、町の全機能を動員して情報の収集に努める。

### 1. 災害情報の調査実施者

災害状況の把握及び応急対策実施状況の調査収集に当たっては、原則として各対策部が収集するが、集計等は総務対策部が行い、常に状況を把握しておくものとする。

### 2. 災害の情報及び被害報告

#### (1) 災害情報の収集

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全の措置をとるために、職員をもって情報把握に当たらせる。区長、消防団員等と連絡を取り、情報の早期把握に努めるものとする。

また、収集した情報により上空からの情報収集、大規模な消火・救助活動等が必要と判断した場合は、県に対しヘリコプター、自衛隊等の応援を要請する。

#### (2) 被害状況報告

災害が発生し、被害の状況が判明した場合、これを取りまとめ、県をはじめ各関係機関へ報告する態勢を確立しておくものとする。各報告については、県災害調査報告実施要綱に基づき報告するものとする。

※資料編参照 【資料 18 災害状況受付票・集計表】

※資料編参照 【資料 19 福岡県災害調査報告実施要綱】

## 第5節 災害広報計画

災害時において、住民及び報道機関に対し、被害状況、その他災害状況を迅速かつ的確に周知させることは、人心の安定と社会秩序の維持を図る上で必要である。

### 1. 住民への広報

総務対策部情報収集広報班は、各対策部から資料を集め編集作成し、広報活動を行うものとする。広報事項は、あらかじめ災害対策本部長の承認を得て、広報担当（総務対策部長及び情報収集広報班長）が行う。なお、広報活動に当たっては、要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

#### (1) 広報の内容

災害広報は、時期に配慮し、適切な内容の広報を行う。

- ア. 災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関すること。
- イ. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の指示に関すること。
- ウ. 災害時における住民の心構えに関すること。
- エ. 自主防災組織等に関する活動実施要請に関すること。
- オ. 災害応急対策実施の状況及び復旧の見通しに関すること。
- カ. 電気・ガス・水道・燃料等の供給に関すること。
- キ. 安否情報に関すること。
- ク. 指定避難所の設置に関すること。
- ケ. 応急仮設住宅の供与に関すること。
- コ. 炊き出し等食品の供給に関すること。
- サ. 飲料水・生活必需品の供給に関すること。
- シ. 物価の安定等に関すること。
- ス. その他必要な事項

#### (2) 広報の方法

町はあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

- ア. 広報車
- イ. 防災無線
- ウ. HP・メール・電話・FAX
- エ. テレビ・ラジオ
- オ. 公共掲示板・広報誌・チラシ
- カ. その他活用できる媒体

#### (3) 指定緊急避難場所、指定避難所での広報活動

指定緊急避難場所及び指定避難所では、災害時に情報が不足する傾向があるため、ボランティア、避難所運営組織等と連携を保ち、情報の混乱が生じないよう特に留意して対応する。特に指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供に努める。

また、情報の入手が困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

### 2. 報道機関への対応

#### (1) 放送の要請

町は、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて放送の要請を行うものとする。

また、次のいずれの事項にも該当し、緊急に住民に周知する必要があるときは、緊急警報放送を要請するものとする。

- ア. 事態が切迫し、避難勧告、命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。

イ. 通常の町の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

緊急警報放送要請先（原則として県を窓口とする。）

NHK福岡放送局

電話 092-741-7557 / 092-741-4029 / 78-982-70（県防災行政無線電話）

FAX 092-781-4270 / 092-771-8579

（2）情報提供

避難勧告等の情報については、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者へ迅速な情報提供を行う。また、必要があれば、プレスルームを役場内会議室に設置し、報道機関に対して災害情報の提供を行う。その際の責任者は災害対策本部長とする。



## 第6節 避難計画

災害のため、現に身体・生命が危険な状態にある場合、これらの者を保護するため、安全な場所に避難させ、また、屋内での待機その他の避難のための安全確保に関する措置（以下、「安全確保措置」という。）をとらせるための計画である。

### 1. 実施責任者

緊急避難の必要を認めた場合、次の者は避難の勧告・指示等を発令することができる。

町長	住民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき、その地域の住民に対し避難の勧告・指示をするとともに避難先を指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めときは、その地域の居住者等に対し、安全確保措置を指示する。	災害対策基本法 第60条第1項 、第3項
警察官	町長から要求があったとき又は町長が避難のための立ち退き若しくは安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要する場合。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法 第94条第1項
水防管理者	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示することができる。	水防法 第29条

### 2. 避難の勧告・指示等の基準

	考え方	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○避難を要する状況になるおそれがあることを知らせるもの	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が考えられる状況	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ避難する（避難支援者は支援行動を開始） ○上記外の者は、避難準備を整えるとともに、防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい
避難勧告	○その地域の居住者等に対し、避難を拘束するものではないが、居住者等がその	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人	○通常の避難行動ができる者は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ避

	勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを進め、又は促すもの	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	難する ○指定緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断するときは、近隣の安全な場所への避難や、屋内安全確保を行う
避難指示(緊急)	○被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるもの	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生危険が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生危険が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況	○未だ避難していない対象住民は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する ○指定緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断するときは、近隣の安全な場所への避難や、屋内安全確保を行う
安全確保措置	○指定緊急避難場所への避難ではなく屋内安全確保又は近隣の安全な場所に避難させるもの	○災害の拡大により危険が切迫し、かつ、夜間や激しい降雨時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合等に避難を行うことが、かえって危険な状況	○自宅又は近隣の2階以上の場所など安全な場所へ避難し、身の安全を確保する

避難勧告等の発令等は、本計画のほか「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により行うものとし、発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

### 3. 県に対する報告

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)又は安全確保措置を災害対策本部長が発令したときは、総務対策部は、発令者・発令の理由・避難の対象区域・発令日時・避難対象世帯及び人員数・避難先を明らかにし、記録するとともに直ちに県に対し報告するものとする。

### 4. 関係機関への連絡

総務対策部は、災害対策本部長が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)若しくは安全確保措置を発令したとき、又は警察官等から勧告・指示等を行った旨の通報を受けたときは、総務対策部は次の要領により関係機関等に対し連絡するものとする。

- (1) 県の出先機関、消防本部、警察署等に連絡し協力を得る。
- (2) 町内の避難場所として利用する学校等施設の管理者、区長及び自主防災会長に対し至急連絡し、協力を得る。
- (3) 福祉施設、保育園等の避難行動要支援者となり得る施設に連絡し協力を得る。
- (4) 広域避難のため隣接市の施設を利用したい場合又は誘導経路によって協力を求めなければならない場合は、隣接市に対し協力を得る。

## 5. 伝達の方法

避難の勧告・指示、安全確保措置の指示等を行ったとき、又はその通知を受けたときは、防災無線、電話、HP、メール、広報車、警鐘、サイレン等をもって周知徹底させる。この場合において、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するとともに、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への伝達に配慮するものとする。

## 6. 指示伝達事項

住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、下記の内容とする。

- (1) 避難又は安全確保措置を要する理由
- (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)又は安全確保措置の対象地域
- (3) 避難勧告等の場合の避難先とその場所
- (4) 避難勧告等の場合の避難経路
- (5) 注意事項
  - ア. 避難後の戸締り
  - イ. 家屋の補強、家財等の流出防止
  - ウ. 必要最小限の携帯品の持参
  - エ. 避難者は避難秩序を乱すことなく避難員の指示に従い、相互に助け合い冷静に避難しなければならないこと。

## 7. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難誘導・移送

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所  
指定緊急避難場所及び指定避難所の開設は、原則的に町長の指示により行う。  
指定緊急避難場所及び指定避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、立地条件及び建築物の安全を確認して速やかな開設を行う。
- (2) 避難方法
  - ア. 避難者の誘導に当たっては、次の事項に留意して行われなければならない。  
避難の誘導は、可能な限り指示者があらかじめ避難路の安全を確認し避難させる。  
また、避難行動要支援者を優先的に避難させる。なお、避難行動要支援者の誘導は地域支援者が中心となり、厚生救援部、消防本部及び消防団と協力して行う。
  - イ. 移送  
被災者の生命の安全を図るため、移送を要するときは、車両・ヘリコプター等を借上げて移送する。

## 8. 指定避難所の運営

- (1) 運営の担当者  
指定避難所の運営は、避難所派遣職員が担当するが、避難者の取りまとめや運営等は、避難者の代表者と連携を取り、自主運営の形態で行うことを原則とする。  
また、自主防災組織、ボランティア等と協力して運営を行う。
- (2) 運営事項
  - ア. 指定避難所を設置した場合は避難者名簿を作成し、その名簿により避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、必要事項を災害対策本部長に報告するとともに、食糧品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数の把握を行う。この場合において、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握も行う。
  - イ. 避難所派遣職員は避難状況を名簿等により定期的に総務対策部へ報告する。
  - ウ. 指定避難所においては掲示板等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。
  - エ. 避難所派遣職員は、食糧品、飲料水、生活必需品、学用品等を受け取ったときは、

受払簿に記入し、自主防災組織及び災害ボランティア等と協力し、避難者に分配する。

オ. 必要に応じて医療救護班の避難所への派遣を依頼し、検診等を実施する。

### (3) 避難長期化への対応

避難の長期化に備え、次の対策を実施する。

#### ア. 長期化対策

①行政区単位等でグループ分けを行うとともに、居住区域をできる限りパーティション等で仕切りプライバシーを確保する。

②防犯に努めるほか、避難者の精神安定に配慮する。

③衛生管理（医療、風呂、トイレ、清掃、ごみ等）を徹底させる。

④男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

⑤

#### イ. 要配慮者対策

①社会福祉施設等への移送及び指定避難所滞在者に対しては、要配慮者優先の徹底を図る。

②ボランティアによる健康診断や相談業務、介助等の協力を行う。

③避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居を行う。

上記対策に加え、救護所の設置、健康状態や栄養摂取状況の把握・改善指導・相談の実施、仮設トイレの確保、暑さ寒さ対策、入浴・洗濯対策・食品衛生対策、心の相談の実施等に努めるとともに、必要な措置を講じることができるよう実施状況及び頻度等を把握するものとする。また、必要に応じ、指定避難所敷地周辺に愛護動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

### (4) 指定避難所の閉鎖へ向けた対応

災害の規模に鑑みて、必要に応じて応急仮設住宅の迅速な提供、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用を行うなど、指定避難所の早期の縮小・閉鎖を考慮した運営を行うものとする。

## 9. 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供等、生活環境の整備に必要な措置を講じるものとする。

※資料編参照 【資料 20 避難者名簿・避難者台帳・集計表・集計表（報告用）】

## 第7節 応援要請計画

### 1. 他機関に対する応援要請

各対策部長は、他機関に応援協力を要請する必要がある場合は、総務対策部長に連絡するものとする。

総務対策部長は直ちに本部会議を招集し、要請を協議の上、災害対策本部長が決定するものとするが、そのいとまがない場合は直接、災害対策本部長が決定するものとする。

#### (1) 県内市町村又は県に対する応援要請

災害対策本部長は、自らの力のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定又は災害対策基本法第68条に基づき、他市町村又は県に対し応援を要請するものとする。

#### (2) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

災害対策本部長は、自らの消防力のみで対処できないと判断した場合、福岡県消防相互応援協定に基づき、消防機関に対し応援を要請するものとする。

##### 【応援消防機関の活動拠点候補地】

名称	所在地	施設管理者	連絡先
県営住宅跡地 (旧柏原団地跡地)	大角 648-1	教育委員会	0944-32-1013
道の駅おおき	横溝 1131-1	サステイナブル おおき	0944-75-2150

#### (3) 緊急消防援助隊に対する応援要請

災害対策本部長は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出勤を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、福岡県緊急消防援助隊受援計画（平成29年3月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

- ア. 情報提供
- イ. 通信運用
- ウ. 集結及びヘリコプター離着陸予定場所
- エ. 補給体制
- オ. 宿营地

##### 【宿営候補地】

名称	所在地	施設管理者	連絡先
県営住宅跡地 (旧柏原団地跡地)	大角 648-1	教育委員会	0944-32-1013

#### (4) 九州地方整備局に対する応援要請

災害対策本部長は、町内の国土交通省所管施設の応急対応に対し、自らの力のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合は、大木町における大規模な災害時の応援に関する協定書に基づき、九州地方整備局筑後川河川事務所に対し応援を要請するものとする。

### 2. 自衛隊に対する災害派遣要請依頼

#### (1) 派遣要請依頼の基準

- ア. 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ. 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

(2) 災害派遣要請の要領等

ア. 派遣要請方法

災害対策本部長が自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（県防災危機管理局）に要請を依頼し、後に速やかに文書を提出するものとする。この場合において、災害対策本部長は必要に応じて、その旨及び町内の災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

- ①災害の状況及び派遣を要請する理由
- ②派遣を必要とする期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考事項（作業用資材・宿舍の準備等）

（緊急通知）

通信の途絶等により知事に依頼できない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。その後、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

イ. 担当の対策部及び要請先

自衛隊の要請の依頼は総務対策部が行い、県の連絡関係書類の提出先は、県災害対策本部（防災危機管理局）を行う。

ウ. 派遣部隊の受入態勢

知事から派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ①派遣部隊の宿泊所・車両器材等の保管場所の確保
- ②派遣部隊及び県との連絡調整用の職員の指名
- ③応援を求める作業の内容・所要人員・器材の確保・その他について計画を立て、部隊の到着と同時に作業できるよう準備をする。
- ④派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、部隊の責任者と作業計画について協議の上、措置する。
- ⑤総務対策部は、部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を県に連絡する。
  - ・派遣部隊の長の官職名
  - ・部隊数
  - ・到着日時
  - ・従事している作業の内容及び進捗状況
  - ・その他参考となる事項

エ. 派遣部隊の撤収要請

災害対策本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の撤収要請を速やかに文書でもって、知事に対し依頼するものとする。

【要請先】

要 請 先	電話番号	F A X 番号	県防災 行政無線番号	県防災 F A X 番号
県防災危機管理局	092-641-4734	092-643-3117	78-700-7021	78-700-7390
自 衛 隊 (陸上自衛隊第4特科 連隊久留米駐屯地)	0942-43-5391	0942-43-5391	/	/

(注) 自衛隊については、県に要請できない場合に通報する。

【災害派遣部隊の活動拠点候補地】

名 称	所 在 地	施設管理者	連絡先
大木町役場駐車場	八町牟田 255-1	町	0944-32-1013
木佐木小学校グラウンド	八町牟田 623	教育委員会	0944-32-1021
道の駅おおき	横溝 1131-1	サスティナブル おおき	0944-75-2150

### 3. 自衛隊の支援活動の内容

支援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 被災者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消火活動
- (6) 道路又は水路の応急啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯又は給水の支援
- (10) 危険物の保安及び除去
- (11) その他

### 4. 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町と協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため、宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、電気料及び水道料
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (5) その他必要な経費については、事前に協議するものとする。

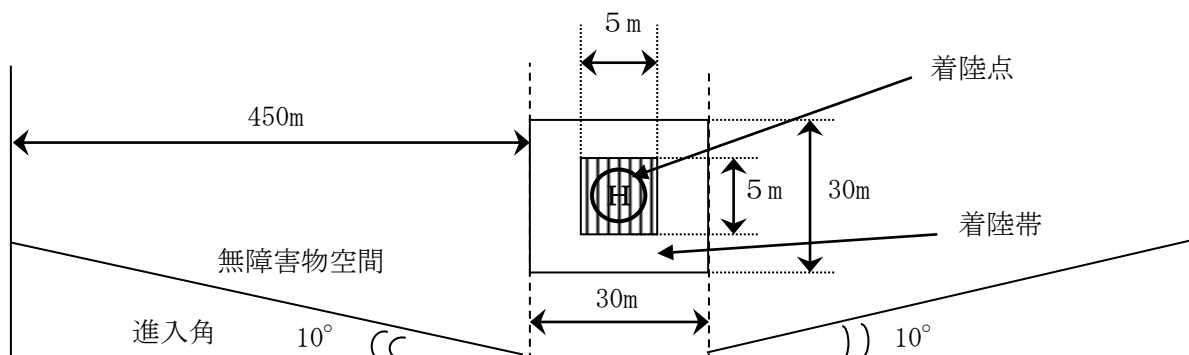
### 5. 臨時ヘリポートの設置

- (1) 災害に際し、ヘリコプターを要請した場合の応急ヘリポートを次の場所に設置する。

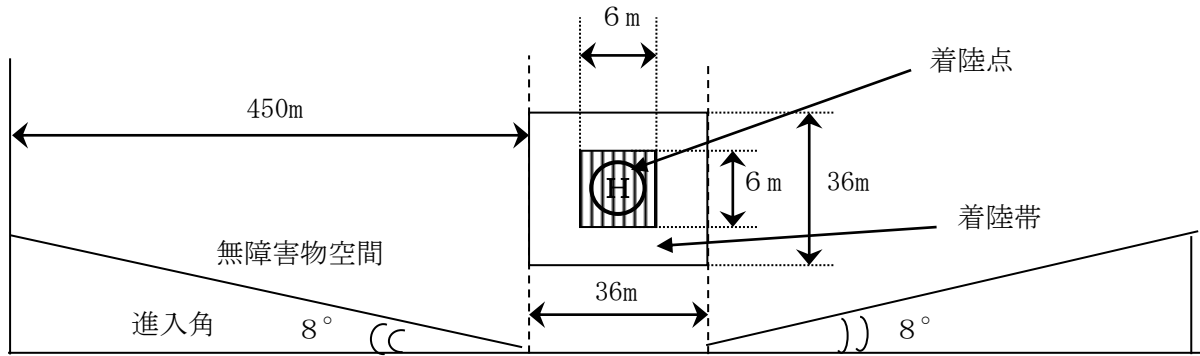
名称	所在地	施設管理者	連絡先
大溝小学校グラウンド	前牟田 735	教育委員会	0944-32-1114
木佐木小学校グラウンド	八町牟田 623	教育委員会	0944-32-1021
大莞小学校グラウンド	奥牟田 250	教育委員会	0944-32-1504
大木中学校グラウンド	上八院 1234	教育委員会	0944-32-0493
大木町運動公園グラウンド	上牟田口 128-1	教育委員会	0944-32-2973

- (2) 機種に応ずる発着点付近の基準

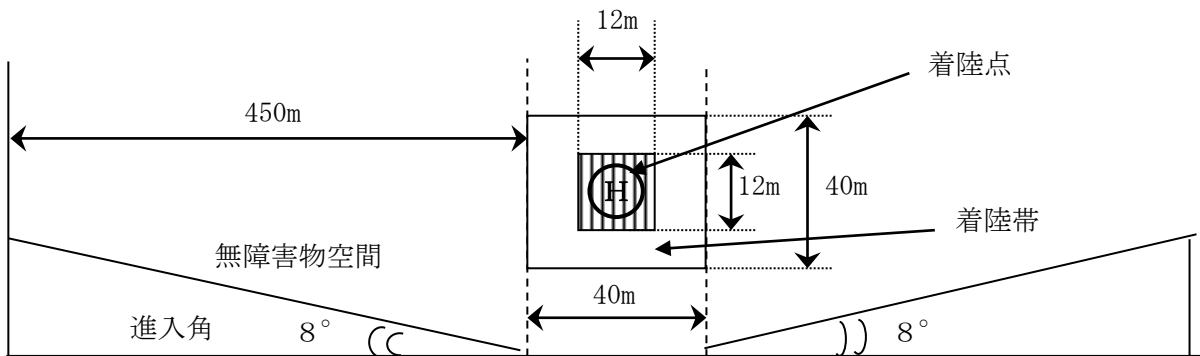
OH-6D (小型ヘリ)



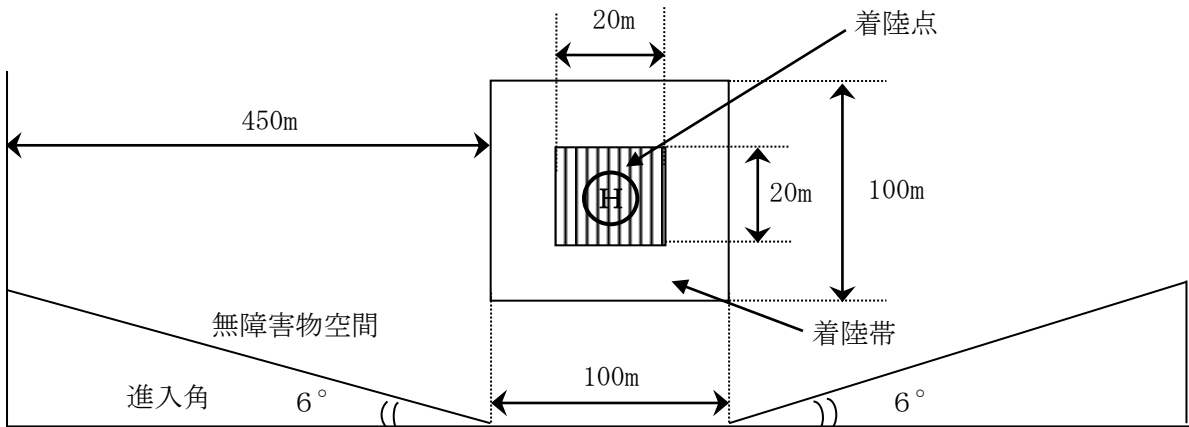
UH-1 J (中型ヘリ)



UH-60 J A (中型ヘリ)



CH-47 J (超大型ヘリ)



- 注：1 着陸点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。  
 2 着陸帯（無障害地帯）とは、発着に障害とならない地帯をいう。  
 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。  
 4 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることができる。

(3) 標示

- ア. 上空から確認し得る風の方向を標示する旗又は発煙筒を離着陸地点から約 50m 離れた位置に設置する。  
 イ. 着陸地点には、石灰等を用いて直径 7 m 以上の  $\Theta$  の記号を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵の具等明瞭なもので行う。



(4) 危険防止の処置

- ア. 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。
- イ. 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等が上がらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
- ウ. 安全上の監視員を配置する。
- エ. 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

(5) 地上と陸上自衛隊航空機との交信方法

ア. 地上から航空機に対する信号の種類

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項	摘 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を請う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等、異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を請う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

イ. 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）

ウ. 航空機から地上に対する信号要領

事 項	信号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘 導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起した後、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

エ. 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径7m以上のHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→└）で明確に示すものとする。

- ※資料編参照 【資料4 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定・実施要領】
- ※資料編参照 【資料5 災害時相互応援連絡表・要請依頼文書】
- ※資料編参照 【資料6 県への応援要請文書】
- ※資料編参照 【資料7 福岡県消防相互応援協定書】
- ※資料編参照 【資料8 福岡県消防相互応援協定覚書】
- ※資料編参照 【資料9 消防相互応援要請様式】
- ※資料編参照 【資料10 国土交通省九州地方整備局との大規模災害時応援協定書】
- ※資料編参照 【資料21 自衛隊災害派遣要請依頼文書・要請報告】

## 第8節 水防計画

この計画は、洪水、雨水出水又は高潮による水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、特に必要な事を定めておくものとする。

(大木町水防計画書を参照のこと)

## 第9節 災害救助法適用計画

### 1. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 町の区域内の住家滅失世帯数が40世帯以上であるとき。
- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,500世帯以上であって、町における住家滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が、12,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等により、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

備考 ①「滅失世帯」とは、住家が全壊（全焼・全流失）した世帯であるが、住家が半壊・半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1世帯とみなす。

②「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位とする。

### 2. 災害救助法の適用手続

- (1) 町域内の災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県知事に情報提供し、法の適用について協議する。
- (2) 災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。

### 3. 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を災害対策本部長が行うものとする。また、その他の救助実施についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

### 4. 救助の内容

法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- (8) 学用品の供与
- (9) 遺体の捜索及び処理・埋葬
- (10) 災害により日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去
- (11) 応急仮設住宅の供与

## 第10節 消防計画

この計画は、各種災害時における消防計画に関する必要な事項を定め、災害の防御及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### 1. 消防組織の構成

大木町消防団と消防本部は連携して、必要な消防活動に当たる。

### 2. 消防活動の実施

#### (1) 危険区域の消防活動

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼の拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて防御部隊を増強し、延焼防止に努める。また、別に予備部隊を編成待機させ、風向き、風速の変化による不測の事態に備えるものとする。

#### (2) 異常時の消防活動

平均風速が 10m を超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難である。このことから、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面挾撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼防止に努め、また、風位の変化による延焼方向の変化に備えるため、別に予備部隊を編成して待機させるものとする。

#### (3) 災害時における応援要請

大規模な災害が発生した場合、災害対策本部長は必要に応じて「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に対して消防応援を求めるものとし、応援要請を行った場合はその旨を知事に対し報告する。また、消防応援協定締結市町村の応援を得ても、なお災害が拡大するおそれがある場合は、知事に対し応援を要請する。

#### (4) 警察機関との連絡調整

災害における消防機関と警察機関との連絡を密にし、その連絡調整を図るものとする。

### 3. 消防団の活動

消防団は災害時には、次のような活動を行うものとする。

#### (1) 出火防止

- ア. 住民に対し、出火防止の広報を行う。
- イ. 出火時には、住民の協力を得て、初期消火に努める。

#### (2) 消火・救急活動

- ア. 火災時には、消防本部と協力の上、消火活動を行う。
- イ. 火災のおそれがない場合は、救急救助活動を行う。

#### (3) 避難誘導

- ア. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)が出された場合は、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

- ※資料編参照 【資料 7 福岡県消防相互応援協定書】
- ※資料編参照 【資料 8 福岡県消防相互応援協定覚書】
- ※資料編参照 【資料 9 福岡県消防相互応援要請様式】

## 第11節 救出計画

災害のため生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護を行うための計画である。

### 1. 救出対策

被災者の救出対策は、本部開設中は厚生救援部が行い、通常の場合は総務課が当たるものとする。救出活動は、消防機関が主体となり、状況に応じた作業を実施するものとする。

### 2. 連携協力

通報を受けた町の消防機関は、直ちに救出活動を開始するとともに、警察に連絡し、厚生救援部・消防機関・警察の三者は、相互に連絡を取り合い協力して救出に当たるものとする。

### 3. 救出を必要とする場合

- (1) 災害により現に生命・身体が危険な状態にある者で、次のような場合
  - ア. 火災時に火中に取り残された場合
  - イ. 倒壊家屋の下敷きになった場合
  - ウ. 流出家屋及び孤立した所に取り残された場合
  - エ. その他救出を必要とする場合
- (2) 災害により生死不明の状態にある者で、次のような場合
  - ア. 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される場合
  - イ. 行方はわかっているが生存しているかどうか、明らかでない場合

### 4. 傷病者の搬送

- (1) 救出した負傷者は、応急処置を施した後、救護所へ引き継ぐか車両等を使用して医療機関に搬送する。
- (2) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。
- (3) 搬送は、消防団、町所有の車両等を使うほか、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターを要請し行う。
- (4) 災害の状況等を判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出隊、医療救護班と連携を図り救護活動を行う。また、救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う。

## 第12節 医療及び助産計画

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足しあるいは混乱したために、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施するための計画である。

### 1. 実施責任者

災害対策本部長が主体となり関係機関の協力を得て、被災者に対する医療・助産の実施を行うことになるが、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として行い担当は厚生救援部が当たるものとする。

### 2. 医療及び助産の対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者及び災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者である。

### 3. 医療救助の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置・手術・その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への受入れ
- (5) 看護

### 4. 医療救助の期間

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から14日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

### 5. 助産救助の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿・ガーゼ・その他衛生材料の支給

### 6. 助産救助の期間

災害救助法が適用された場合、分娩の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

### 7. 医療及び助産の方法

医療及び助産に関する事務、連絡調整等は、原則として救護班が行う。

#### (1) 医療情報の収集

県及び医師会等と連絡体制を密にし、医療施設の被害状況、医薬品・医療器具等の需給状況等の医療情報を収集する。

#### (2) 災害医療派遣チーム・医療救護班等の出動

災害対策本部長は、必要に応じ、大川三潁医師会に対し、災害医療派遣チーム・医療救護班の出動を要請する。

大川三潁医師会は、要請に応じて災害医療派遣チームを災害現場若しくは医療救護所に派遣し、又は医療救護班を避難所に派遣するものとする。また、大川三潁医師会が緊急やむを得ないと認めるときは、要請を待たずに災害医療派遣チーム又は医療救護班を派遣

することができる。

災害対策本部長は、大川三潯医師会の協力を得ても医療救護活動者が不足し、対応できない場合は、近隣市町のほか、県に医療救護活動者の派遣及び後方医療活動等を要請する。

(3) 医療救護所の設置

安全で活動容易な場所に医療救護所を設置する。

(4) 災害医療派遣チーム・医療救護班の編成

大川三潯医師会は、災害医療派遣チーム・医療救護班の編成について、あらかじめ計画等により定めておくものとする。

(5) 重傷者の受入れ

救助班は、医師会等と連携し、救護所から搬送される重傷病者を受入れできる医療機関を確保する。町内の医療機関で受入れが困難な場合は、町外の病院及び近隣の災害拠点病院等後方搬送医療機関に受入れる。

また、重症患者を町外にヘリコプターで後方搬送する必要がある場合には、県、自衛隊等に対し、受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

(6) 医薬品の確保

原則として、医薬品販売業者から町が調達するものとするが、不足する場合は、薬剤師会又は医師会が保有する医薬品を調達する。それが困難な場合は、県を通じて業者、他医療機関に要請する。

※資料編参照 【資料 22 医師会への医療救護活動協力要請書】

※資料編参照 【資料 23 医療機関等一覧】

## 第13節 給水計画

飲料水を確保するために給水責任者及び責任分担、協力機関を地域ごとに定めるとともに、水道施設が損壊した場合の水源の選定、消毒、搬送給水等を定めておくものとする。

### 1. 実施責任者

災害対策本部長が被災者の飲料水の供給について実施権限を持つものとするが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として行う。担当は、技術部が、消防団と協力して行うものとする。

### 2. 応援の要請

町単独で飲料水の確保、給水活動が困難と判断するときは、他の水道事業者、近隣市又は県へ応援を要請する。

### 3. 給水活動の実施

#### (1) 給水の実施責任者と協力者

給水は、技術部が県・福岡県南広域水道企業団の指示に基づき、(公社)日本水道協会の協力を求めて実施する。

また、補給水利ごとに実施責任者及び協力者を定めておくものとする。実施責任者には、技術部の職員、協力者には(公社)日本水道協会へ要請した応援部隊をもって充てる。

#### (2) 給水所の設置

給水は、原則として、(公社)日本水道協会へ要請した応援部隊を中心に給水所を開設し、拠点給水により行う。

その候補地としては、大溝小学校・木佐木小学校・大莞小学校・大木中学校とする。

また、要配慮者等の水の運搬が大きな負担になる者に対する供給に関しては、必要に応じてボランティアに対し支援を要請する。

#### (3) 水の確保

西部配水場を利用する。また、水道施設が不能になった場合、給水必要人員を考慮の上、汚染の少ないと思われる井戸等を水源に選定し、濾水器によりろ過した後、消毒を行う。その際には、福岡県南広域水道企業団に水質検査を依頼する。

#### (4) 給水の方法

洗浄済みのカン、ポリエチレン等の容器に入れ、自動車等により搬送するものとする。

給水所での給水は、避難所派遣職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により行う。不足する場合には、給水袋等を用意し、使用する。

#### (5) 給水量

災害発生後3日間は、大人1人当たり、1日3リットルの飲料水を供給する。応急復旧は約4週間で被災前と同水準の通水ができるよう務め、その間、復旧段階に応じ給水量を増加させるものとする。

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日	3ℓ/人・日	概ね 1 km 以内	飲料水(生命維持用水)
10日	20ℓ/人・日	概ね 250m以内	飲料水、炊事・トイレ用水
21日	100ℓ/人・日	概ね 100m以内	上記+洗濯水、指定避難所での入浴
28日	約 250ℓ/人・日	概ね 10m以内	自宅での入浴、洗濯
29日	通水		被災前と同水準

### 4. 優先給水施設

救護所、病院、社会福祉施設、指定避難所を優先給水施設とし、給水タンク等で個別に給



水する。

## 5. 給水の費用及び期間

給水のための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

## 第14節 食糧供給計画

災害時における食料の確保や供給方法、炊き出しの方法等を定め、食料供給を迅速に行うための計画である。

### 1. 食料の確保と供給

#### (1) 食料の確保

文教班は、協定締結業者や近隣の製パン業者、食料加工業者、弁当業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達するものとするが、必要な量の確保ができない場合は、県及び隣接市に対し応援を要請する。また、調達に当たっては、製パン業者、食料加工業者、弁当業者には、原則として配送を含めて依頼を行う。

#### (2) 食料の供給

ア. 効率的な供給実施のため原則として指定避難所で行う。この場合、要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。

イ. 避難所運営職員が自主防災組織及びボランティア等の協力を得て供給を行う。

#### (3) 供給対象者

ア. 指定緊急避難場所、指定避難所の避難者

イ. 住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ. 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者

エ. 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者

オ. 災害応急対策等に従事する者

事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を指定避難所の避難者に限定し、給食需要の明確化を図るものとする。

### 2. 炊き出しの計画

#### (1) 炊き出し実施の責任者

被災者に対する炊き出しは、文教班が当たるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合の被災者に対する炊き出し及び食糧品の給与は、知事の補助機関として行うこととなる。

#### (2) 炊き出しの方法及び各種の協力団体

炊き出しは、必要に応じ自主防災組織及びボランティア等に協力を求め、給食施設等既存の施設が使用可能な場合は既存施設を利用して行う。また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

##### ア. 現場責任者

炊き出しの現場には、責任者を配置しておくものとする。

責任者はその実態に応じ混乱が起らないように指導するとともに、関係事項を記録しておくものとする。現場責任者には厚生救援部より指名するが、必要に応じ他の対策部から応援を求めて現場責任者に指名する。

##### イ. 献立

炊き出しを行う場合、献立は栄養価、アレルギー等を考慮しなければならないが、被災の状況により食品等が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、カン詰め等の副食物等を配給するものとする。

#### (3) 炊き出しの応援要請

災害対策本部長は、災害救助法による炊き出しを実施しようとするときは、災害応急用米穀の供給申請を県知事に対し行う。

#### (4) 炊き出しの食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生を心掛けるものとする。

ア. 炊き出し施設には飲料適水を供給し、必要な器具容器を確保する。

- イ. 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。食器には、ハエ・その他害虫の駆除に十分留意する。
  - ウ. 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。
- (5) 炊き出し等の費用及び期間  
費用及び期間は、災害救助法の適用された場合に準ずるものとする。

## 第15節 衣料、生活必需品等物資の供給計画

被災者に配付する衣料、生活必需品等の確保と供給を迅速かつ確実にを行うための計画であり、特に給与又は貸与については責任分担と協力者を決めて、調達の方法、配分計画などを定め災害時に不安・混乱を生じないように定めておくものとする。

### 1. 実施責任者

災害対策本部長が主体となり実施するものとするが、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び町当局までの輸送は県知事が行い、被災者に対する支給は知事の補助機関として災害対策本部長が実施するものとする。また、知事から委任されたとき及び知事に救助のいとまがないときも知事の補助機関として災害対策本部長が行う。

### 2. 給与又は貸与の対象者

災害により住居に被害（全焼・全壊・流失・半焼・半壊・床上浸水）を受けた者、生活上必要な家財等が喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

### 3. 給与又は貸与の方法

#### (1) 物資の購入及び配分計画の樹立

厚生救援部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資の購入及び配分計画を作り、給与及び貸与するものとする。

#### (2) 物資の調達

物資の調達については、厚生救援部において行うが、町で調達困難な場合は、県に依頼し調達する。

### 4. 給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の品目、支給基準、費用、期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

## 第16節 応急仮設住宅提供等計画

災害のため住家が全焼、全壊、流失又は半焼、半壊した場合の応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急的修理を行い、被災者の居住の安定を図るための計画である。

### 1. 実施責任者

災害対策本部長が被災者に対する応急仮設住宅の建設を行うものとするが、災害救助法に基づく場合は、知事から委任を受けたものについて、災害対策本部長が実施する。

担当は、技術部が当たるものとする。

### 2. 応急仮設住宅の建設

#### (1) 応急仮設住宅の入居基準

応急仮設住宅に入居できる被災者は、災害のため住家が全焼・全壊・流失し、自らの資力で住宅を得ることのできない者とする。この場合において、要配慮者を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、要配慮者が集中しないよう配慮する。

#### (2) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、災害対策本部長が行う。

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、災害対策本部長が行う。

応急仮設住宅の建設は、本部会議が検討し、技術部が実施する。

#### (3) 建設用地の決定

飲料水・衛生環境・交通の利便・教育等を勘案の上、次の場所を建設候補地とする。また、建設候補地に何らかの理由により建設できないときは、できる限り公有地を選定する。

候補地名	住所	面積 (㎡)
アクアス西側広場	大木町大字八町牟田 544	5,220
県営住宅跡地 (旧柏原団地跡地)	大木町大字大角 648-1	7,875
若宮広場	大木町大字大角 653-1	4,131

#### (4) 応急仮設住宅建設等の費用期間等

ア. 規模 1戸当たり、29.7㎡以内

イ. 費用 1戸当たり、県が示す限度額以内（福岡県災害救助法施行細則）

ウ. 着工期限 災害発生の日から20日以内

エ. 供与期間 完成の日から2年以内

#### (5) 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅における安全・安心の確保、入居者の心のケア、コミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする入居者の意見を反映できるよう配慮する。

### 3. 空き家住宅の活用

町は、比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。

また、町は、町内の活用可能な空き家のほか、県の協力を得て、県営住宅等公的住宅、民間賃貸住宅等の空き家情報の提供、相談に応じるものとする。

### 4. 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半焼・半壊し日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では、応急修理することができない者とする。

(2) 修理の範囲

居室・炊事場・便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

(3) 応急修理の費用期間等

ア. 費用 1戸当たり、県が示す限度額以内

イ. 期間 災害発生の日から1ヶ月以内

## 第17節 保健衛生計画

災害時における、健康・栄養相談の実施等を行い、被災者の心身等の安定を図るための計画である。

### 1. 健康相談の実施

被災者の健康状態の把握を行ったうえで指導・相談に応じるものとする。

厚生救援部は、保健師班を編成し、必要に応じて、近隣市町及び南筑後保健福祉環境事務所の支援を受け、次の巡回健康相談及び家庭訪問等を行う。

- (1) 要配慮者に対する保健指導
- (2) 指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- (3) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導

### 2. 栄養相談の実施

被災者の栄養の摂取状況の把握を行ったうえで指導・相談に応じるものとする。

厚生救援部は、栄養士班を編成し、必要に応じて、近隣市町及び南筑後保健福祉環境事務所の支援を受け、次の巡回栄養相談等を行う。

- (1) 要配慮者に対する栄養指導
- (2) 指定避難所における食事相談、共同調理、炊き出し等の指導助言
- (3) 指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

### 3. 心のケアの実施

厚生救援部は、精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、南筑後保健福祉環境事務所の支援を受けながら、相談や広報を行い、必要に応じて、専門的な知識を有する心のケアチームの派遣等、更なる支援を要請する。

## 第18節 愛護動物の保護計画

災害時において、飼い主が不明であったり、負傷した愛護動物の保護等及び指定避難所における愛護動物の受け入れ等に関する計画である。

### 1. 愛護動物の保護等

衛生班は、必要に応じて、南筑後保健福祉環境事務所、獣医師会等と協力して次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- (1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- (2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- (3) 飼養困難な愛護動物の一時保管
- (4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報収集、提供
- (5) 愛護動物に関する相談の実施等

### 2. 飼養動物、危険動物等の管理

衛生班及び産業対策班は、必要に応じて、南筑後保健福祉環境事務所、飼育者、関係団体等と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物由来感染症予防等衛生管理等必要な措置を講じる。

### 3. 指定避難所における愛護動物の取扱い等

指定避難所に同行避難した愛護動物については、原則として施設屋内での飼育は認めず、必要に応じて敷地周辺に、できる限り他の避難者の迷惑とならない場所に、飼育用スペースを確保するものとする。この場合において、南筑後保健福祉環境事務所等と協力して、適正な飼育方法の指導等を行い、指定避難所の生活環境の悪化の防止に努める。また、飼育用スペースの確保ができない場合、不足する場合等は、保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整を行う。



## 第19節 防疫及び清掃計画

災害時において、被災地区が汚染され生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するとともに環境の改善を図るための計画である。

### 1. 防疫計画

#### (1) 実施責任者

災害対策本部長が責任をもって、被災地区の防疫を行うものとするが、町独自で実施することが困難な場合は、県・他市町及び医師会等、関係機関の応援協力のもとに実施する。

#### (2) 防疫及び調査班の編成

被災地区の防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班、調査班を編成する。

##### ア. 防疫班

町は防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

衛生技術者（班長）	1名
作業員	2～3名
助手	1名

##### イ. 調査班

町は調査のため必要があるときは、次により調査班を編成する。

医師	1名
保健師（看護師）	2名
助手	1名

#### (3) 防疫の種類及び方法

##### ア. 調査

被災地区内の感染症患者の早期発見及び患者の受入れ並びに汚染地区の消毒・清掃等環境の整備及び改善を図るため、県保健福祉環境事務所の協力を得ながら調査を実施する。

##### イ. 臨時予防接種

被災地区の感染症発生を予防するため、臨時予防接種の必要がある場合は、県知事の指示により種類・対象・期間等を定めて実施する。

##### ウ. 消毒方法

衛生班は、次の要領により消毒活動を実施する。

- ①浸水家屋・下水・その他不潔場所の消毒
- ②井戸の消毒

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族・昆虫等の駆除等の措置を行う場合は、県知事の指示した地域等において実施する。

##### エ. 各世帯における家屋の消毒

町は、大雨等により床上、床下の浸水被害を受けた家屋の所有者又は居住者に対し、必要に応じて家屋の消毒に関する衛生上の指導又は役務の提供を行う。

##### オ. 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所は、多くの避難者を受入れ、かつ、施設の設備が応急仮設的であるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県の指導のもと、避難所における防疫の徹底を図るものとする。

##### カ. 感染予防対策に関する広報活動の強化

感染症の発生及びまん延防止のため、被災地区住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

## 2. 清掃計画

被災地における、ごみの収集及びし尿の汲み取り処分、へい獣の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るため定めておくものとする。

### (1) 実施責任者

災害対策本部長が被災地区における清掃業務を実施するが、実施困難な場合は、隣接市、これによっても対応できない場合は県の応援を要請して行うものとする。

### (2) 清掃の方法

#### ア. ごみ収集処分

- ①食品の残廃物を優先的に収集するものとする。生ごみの処分は、処理施設「くるるん」で処理するが施設が利用できない場合は、他の可燃ごみと同様に、大川市清掃センターで焼却処分を行うほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。
- ②町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町等に応援を要請する。

#### イ. し尿の収集処分の方法

- ①大規模な災害が発生し、トイレが使用不能となった場合、備蓄している仮設トイレのほか、リース業者等から仮設トイレを借上げ、指定避難所その他必要と認める箇所に設置し、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- ②し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施するものとし、収集したし尿は処理施設「くるるん」により処理する。
- ③町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町等に応援を要請する。

#### ウ. へい獣の処理方法

へい獣の処理は、へい獣の処理取扱場で行うことが困難な場合、適当な場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理するものとする。

#### エ. 災害廃棄物の処理

##### ①実施体制

町は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図り、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

ただし、町のみで処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るほか、県を通じて広域的な支援を確立する。

##### ②処理方法

- ・計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- ・原則として発生場所で災害廃棄物の分別を行う。
- ・コンクリート等は、破碎、選別して最終処分場に運搬し、処分する。
- ・適当な分別により、可能な限りリサイクルを行う。
- ・施設の処理能力を超えるときは、仮置き場を設けて、一時保管する。
- ・災害廃棄物処理では大気汚染等環境対策に配慮し、関係業者等に処理基準の遵守を指導する。

## 第20節 遺体の捜索及び対策並びに火葬計画

災害によって既に死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容・対策・火葬の実施に関する計画を定めておくものとする。

### 1. 実施責任者

災害対策本部長が遺体の捜査及び収容埋葬を行うが、災害救助法が適用された場合の実施は県知事の補助機関として行い、担当は厚生救援部及び技術部が警察と協力して行うものとする。

### 2. 遺体の捜索

#### (1) 実施者及び方法

遺体捜索の計画は、厚生救援部及び技術部が捜索班を編成し、警察と協力して必要な機械器具を活用して実施する。状況により消防機関の応援及び地域住民の応援を得て実施する。

また、遺体を発見したときは、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、災害対策本部及び警察署に連絡する。

#### (2) 応援要請等

##### ア. 関係市町への要請

被災し隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられる場合は、漂着が予想される市町に対し捜索の依頼を要請する。

##### イ. 応援の提示事項

応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

①遺体が漂着していると思われる場所

②遺体数及び氏名・性別・年齢・容貌・特徴・着衣等

##### ウ. 応援を要請する人数又は舟艇・器具等

### 3. 納棺用品等の確保

遺体を収めるための棺や保存のためのドライアイス、近隣の葬儀業者から確保する。また、捜索、収容、火葬に必要な人員、遺体搬送車及び対策のための施設を確保する。

### 4. 遺体の収容、対策方法

#### (1) 遺体の見分、検視

明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、警察は遺体の見分、検視を行う。遺体の見分に当たっては、指紋の採取、写真撮影を行う。

#### (2) 関係者への連絡

警察による見分、検視が終了後、遺体の身元が判明している場合は、遺族に引き渡す。また、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、検視調書を添え災害対策本部長に引き渡す。

#### (3) 遺体の対策

ア. 見分、検視が終了した遺体について医師等による死因その他の医学的検査を実施する。

イ. 検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次の対策を実施する。

①遺体の識別のため、死体の洗浄・縫合・消毒等を行い、遺体撮影等により身元確認の措置をとるとともに、遺体対策台帳の整備を行う。

②遺体の身元識別のため相当の期間を必要とする場合又は死亡者が多数のため短時日に火葬できない場合は、遺体を特定の場所に集めて、火葬をするまで一時

保存するものとする。

(4) 遺体の火葬

災害の際死亡した者で、遺族等が遺体の火葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、次のように遺体の火葬を実施する。

ア. 身元不明の遺体については、警察・その他関係機関と連絡し、その調査に当たる。

イ. 被災地以外に漂着した遺体で身元が判明しない者の火葬は、行旅死亡人扱いとする。

ウ. 本町内で、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣団体との広域的協定等に基づき火葬協力を依頼する。

エ. 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、火葬台帳を作成する。

オ. 遺族等から遺骨、遺留品の引取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。

カ. 遺骨の引取人がない場合は、災害対策本部長が指定する場所に仮埋葬する。

(5) 費用及び期間

遺体の捜索及び収容火葬のための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

**【遺体の対策、火葬関係一覧表】**

	名 称	住 所	電話番号
火葬場	やすらぎ苑	上八院 1654	0944-32-2788
葬儀社	株式会社日本フェニックス (玉泉院)	大牟田市上官町 1-8-8	0944-57-8181
〃	木下株式会社 (草苑)	久留米市野中町 865	0942-33-7401
遺体一時安置所	やすらぎ苑	上八院 1654	0944-32-2788

## 第21節 緊急輸送計画

災害時における、被災者の避難、傷病者の受入れ・隔離、災害応急対策要員の移送、災害対策用資材、生活必需品物資の輸送を迅速かつ的確に行うための計画である。

### 1. 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、物資等の種類・数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して行う。

- (1) 車両による輸送
- (2) 航空機（ヘリコプター等）による輸送
- (3) 人力による輸送

### 2. 輸送の対象

輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者
- (2) 被災した要配慮者
- (3) 避難者
- (4) 災害対策要員
- (5) 各資機材
- (6) 飲料水、食糧、生活必需品
- (7) 救助物資
- (8) 遺体
- (9) その他

### 3. 車両による輸送

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速・確実に輸送する。

#### (1) 町有車両等の確保

車両の確保・配車及び燃料の調達については、資材・産業対策部が担当し、各対策部が車両を必要とする場合は、総務対策部に配車の要請をするものとする。

#### 【町有車両】

( )カッコ内は広報機能付き

車名	台数	車名	台数
普通ダンプ	1台	普通乗用車	3台
軽ダンプ	2台(1台)	消防指令車	1台
軽トラック	2台	消防車	11台
軽ライトバン	5台(4台)	10人乗ワゴン車	1台
軽乗用車	3台	マイクロバス	2台

平成30年2月現在

#### (2) 町有以外の車両等の確保

各対策部は町有以外の車両等を必要とする場合、総務対策部に車両の確保を要請するものとする。要請があった場合は、速やかに協定業者等、民間の車両・営業用の車両等を確保するものとする。それでも確保が困難な場合は、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請するものとする。

- ア. 輸送区間及び借上げ期間
- イ. 輸送人員、物資品名、輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数

- エ. 集結場所及び日時
  - オ. その他必要な事項
- (3) 緊急通行車両

ア. 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の規制又は制限を行った場合、災害応急対策活動に従事する車両が指定された道路の区間を通行する際は、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

緊急通行車両であることの確認は、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

イ. 緊急通行車両の使用

緊急通行車両の確認を受けた場合、車両ごとに確認証明書・標章の交付を受ける。標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

ウ. 事前届出済み車両の証明書交付

事前届出を申請している車両については、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに確認証明書・標章の交付を受けることができる。

#### 4. 航空機による輸送

災害により地上輸送が全て不可能な場合等、航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ航空機輸送の要請を行うものとする。

#### 5. 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は労務者による人力の輸送を行う。労務者は、雇上げ、民間団体及びボランティアにより確保する。労務者の確保が困難な場合、物資の輸送が緊急を要する場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。自衛隊の派遣要請は、「第3章 第7節 2. 自衛隊に対する災害派遣要請依頼」によるものとする。

## 第22節 交通施設災害応急対策計画

災害時に、交通施設を確保することは特に重要であり、道路・橋梁の被害状況及び危険箇所を直ちに把握し、これに応急措置を行うための計画である。

### 1. 応急対策

#### (1) 被害状況の調査

パトロール等を実施して町内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、南筑後県土整備事務所柳川支所、筑後警察署等関係機関と連絡を密にし、隣接市を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

#### (2) 道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたしている場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。町が管理する道路は、町が応急・復旧対策を行う。

#### (3) 交通規制

被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、県公安委員会（筑後警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、町道の損壊、決壊その他の事由により交通が危険である場合、町は道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

### 2. 復旧対策

#### (1) 道路の応急復旧

- ア. 道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し交通の確保に努める。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。これらの場合、緊急道路及び主要避難路から優先的に行う。
- イ. 町は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、応急対策協定土木業者の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、町道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

- ①消火活動、救出活動上重要な道路
- ②緊急医療上重要な道路（病院やヘリポートへのアクセス道路）
- ③緊急物資の輸送上重要な道路
- ④広域応援受入れ上必要な道路

#### (2) 仮設道路の設置

町が管理する道路が被災した場合は、迂回路等の有無を十分調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用するものとするが、他に交通の手段がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

【町内の重要道路】

道路の種類	路線名	道路管理者連絡先
国 道	442 号線	南筑後県土整備事務所柳川支所
県 道	県道 23 号線 (久留米柳川線) 県道 83 号線 (大和城島線) 県道 716 号線 (水田大川線) 県道 99 号線 (環境プラザ前道路)	南筑後県土整備事務所柳川支所
町 道	1 号線 (笹湊～大溝小) 2 号線 (大溝小～県道 23 号) 3 号線 (県道 23 号～西鉄大溝駅) 5 号線 (大溝小～大木中学校～県道 23 号) 7 号線 (ここにこ通り) 10 号線 (役場～県道水田大川線三八松信号) 11 号線 (給食センター前道路) 116 号線 (運動公園前道路) 1545 号線 (旧国道 442 号)	町建設水道課



## 第23節 障害物除去計画

災害に際して、土石、竹木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するための計画である。

### 1. 実施責任者

災害対策本部長が実施責任者として障害物の除去を行うものとするが、災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施は、知事の補助機関として行う。

### 2. 障害物の除去の対象

災害において、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象としては、次のような場合である。

- (1) 障害物のため、日常生活が営み得ない状態である場合
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物がある場合又は障害物により家への出入りが困難な状態である場合
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない場合
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた場合
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

### 3. 除去の方法

除去については、除去担当の技術部が消防団と協力し、原則としては機械力により除去するものとする。

### 4. 障害物の保管等の場所

- (1) 障害物の大小によるが再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間、その工作物名簿を公示する。

### 5. 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が破損するおそれがあるとき、又は保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、その工作物を売却又は処分するものとする。売却又は処分の方法は、競争入札又は随時契約により行うものとする。

## 第24節 労務供給計画

災害時における労務者の確保は、次によるものとする。

### 1. 実施責任者

応急対策に必要な労務者の確保は、災害対策本部長が行うが、災害の程度、規模等により町で確保できないときは、公共職業安定所に依頼又は知事に対し、文書若しくは口頭をもって要請するものとする。

### 2. 労務者雇上げ

- (1) 災害対策本部における労務者の雇上げは、総務班において行うものとする。
- (2) 各対策部が労務者を必要とするときは、次の事項について記入の上、総務班に提出するものとする。
  - ア. 所要労務者数
  - イ. 作業場所
  - ウ. 作業内容
  - エ. 労務の種別
  - オ. 就労期間又は時間
  - カ. 労働条件
  - キ. 宿泊施設の状況
  - ク. その他参考事項

### 3. 公共職業安定所の労務者斡旋

ハローワーク大川に対しては、次の事項を明らかにして必要労務者の紹介斡旋を依頼するものとする。

- (1) 必要となる労働者の人数
- (2) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 賃金の額に関する事項
- (5) 始業及び終業の時刻
- (6) 所定労働時間を超える労働の有無
- (7) 休憩時間及び休日に関する事項
- (8) 就業の場所に関する事項
- (9) 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- (10) 労働者の輸送方法
- (11) その他の必要な事項

## 第25節 民間団体活用計画

災害時における民間団体の活用は、次によるものとする。

### 1. 民間団体への要請

- (1) 災害応急対策の実施のため、各班において人員が不足し、民間団体の活用を必要と認めるときは、次の事項について示した上、総務班に要請するものとする。
  - ア. 活動を必要とする理由
  - イ. 活動場所
  - ウ. 活動期間
  - エ. 作業内容
  - オ. 必要人員
  - カ. その他必要な連絡事項
- (2) 民間団体への動員要請は、総務班が行うものとする。

## 第26節 災害ボランティアの受入・支援計画

発災後の災害応急対策の実施に当たっては、被災地の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活用されるよう、関係機関と連携して受入・支援体制の整備を図るものとする。

### 1. 受入窓口等の開設

社会福祉協議会は、町とともに、必要に応じて、被災地でのボランティアの受付、登録、活動分担、活動内容の調整を行うため、関係団体と協力して、災害ボランティアセンター（現地受入窓口）を開設するものとする。

### 2. 災害ボランティア等への情報提供及び活動支援

災害対策本部又は災害ボランティアセンターは、必要なボランティアの募集を行い、地域内外からのボランティアを窓口において受入れるとともに、必要に応じ、活動の拠点、資機材や災害情報を提供し、被災地での活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとし、あわせて県に対し、当該情報を提供するものとする。

### 3. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- (1) 生活支援に関する業務
  - ア. 指定避難所の運営補助
  - イ. 食糧・飲料水等の配給、炊き出し
  - ウ. 救援物資等の分類・配布
  - エ. 高齢者、障がい者等に対する介護補助
  - オ. 清掃及び防疫活動
  - カ. 災害ボランティアセンター運営の補助
  - キ. 被災者の話し相手・励まし
  - ク. 愛護動物の世話、一時預かり
  - ケ. その他危険を伴わない軽作業
- (2) 専門的な知識を要する業務
  - ア. 救護所等での医療、看護
  - イ. 被災宅地の応急危険度判定
  - ウ. 外国人のための通訳
  - エ. 被災者へのメンタルヘルスケア
  - オ. 高齢者、障がい者等への介護・支援
  - カ. アマチュア無線等を利用した情報通信事務
  - キ. 公共土木施設の調査等
  - ク. その他専門的な技術・知識が必要な業務

## 第27節 上水道施設等対策計画

### 1. 応急対策要員の確保

災害対策本部長は、あらかじめ定めておいた非常配備における人員編成計画書の動員体制に基づき、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するものとする。

なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店に協力を求めて実施するものとする。

### 2. 応急対策資機材の確保

応急復旧の実施は、あらかじめ備蓄していた資機材をもって行うものとする。

なお、被害の状況により実施機関のみの資機材で不足する場合は、指定工事店から調達する。

### 3. 上水道施設応急措置

- (1) 施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物質が侵入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知するものとする。
- (2) 災害発生に際しては、施設等の防護に全力を挙げ、給水不能の範囲ができるだけ少なくなるようにするものとする。
- (3) 施設等が破壊し、給水不能又は給水不足となった区域に対しては、他系統の全能力を挙げて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図るものとする。
- (4) 配水管の幹線が破壊したときは、相当範囲にわたり給水不能となるため、配水車を出動させる等の方法により給水を確保するものとする。
- (5) 配水管の幹線が各所で破壊し、漏水が著しく、配水を一時停止することが適当であると考えられる場合は、大木町流量計室内の電動弁を閉めることにより配水を停止するとともに、破壊箇所の応急修理を行うものとする。

## 第28節 要配慮者（避難行動要支援者）支援計画

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（避難行動要支援者）の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

なお、町は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するものとする。

### 1. 避難支援の内容

- (1) 避難行動要支援者に対して、行政区や自主防災組織等における支援者が町と連携して、具体的な避難支援を行うものとする。避難支援の主な内容については、次のとおりとする。
  - ア. 避難行動要支援者の安否確認
  - イ. 避難行動要支援者の救助・救出活動
  - ウ. 避難行動要支援者の避難誘導
- (2) 災害の発生に際しては、平常時から避難行動要支援者名簿や個別計画に登録されている避難行動要支援者に加え、災害を契機に新たに避難支援を要する者が発生することから、これら要配慮者（避難行動要支援者）に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確な避難支援を行っていくことが重要である。発災時に要配慮者（避難行動要支援者）を発見した場合には、できる限り本人の同意を得て、必要に応じて次の措置をとる。
  - ア. 指定緊急避難場所、指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
  - イ. 必要と認められる場合は社会福祉施設等への緊急入所
  - ウ. 身体の状態に応じて必要な場合は医療機関等への入院

### 2. 指定避難所における支援の内容

- (1) 指定避難所での避難生活は、要配慮者にとって大きな負担となることから、指定避難所においても過ごしやすい生活環境を確保する、物資の支給を優先的に行う等の配慮を行う。指定避難所における支援の主な内容については、次のとおりとする。
  - ア. 要配慮者の避難状況の把握
  - イ. 要配慮者のニーズの把握
  - ウ. 避難スペースの優先的提供
  - エ. 救援物資の優先的支給
  - オ. 関係機関による医療支援、福祉支援
  - カ. 関係機関への支援要請
- (2) 指定避難所においては、バリアフリー対策、プライバシー確保、冷暖房機器の設置等の環境整備に努めるものとする。また、障がい者、女性、乳幼児等のニーズを把握するとともに、その対策には特段の配慮を行うものとする。
- (3) 掲示板、広報誌、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した要配慮者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (4) 避難生活が長期化する場合には、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、心のケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて行うものとする。また、透析や日常的な投薬治療、生活場所の変化に伴う生活支援等が必要な場合は、福祉避難所への移送や社会福祉施設への

緊急入所、医療機関への入院等の手続を行うものとする。

### 3. 居住施設等の確保

町は、次により、要配慮者の居住施設の確保に努めるものとする。

- (1) 応急仮設住宅の建設
- (2) 民間住宅の確保
- (3) 宿泊施設の確保

### 4. 外国人の支援対策

- (1) 外国人への情報提供

町は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

- (2) 通訳ボランティア等の派遣受入れ

町は、必要に応じて、県から外国語を話すことができるボランティアや国際交流専門員等の派遣を受入れる。

※資料編参照 【資料 24 要配慮者利用施設一覧】

## 第29節 文教対策計画

災害により教育施設又は児童・生徒が被災し、通常の教育を行えない場合には、文教施設の応急復旧を行うとともに、被災生徒に学用品等を支給する等の応急教育を実施するため、また、当該施設が指定緊急避難場所として使用される場合の開設の支援を行うための計画である。

### 1. 実施責任者

小・中学校の応急教育、文教施設の応急復旧作業は、災害対策本部長、町教育委員会が行う。また、小中学校ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

### 2. 応急教育対策

#### (1) 災害発生時の措置

##### ア. 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。

児童・生徒は学校にて保護者に引き渡すか、学校に一時待機させるか、又は教職員の引率で集団下校させる等の措置をとるものとする。なお、集団下校させる際は通学路の安全を確認した上で行うものとする。

##### イ. 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を周知させるものとする。

#### (2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって、次の方法によるものとする。

##### ア. 校舎の一部が利用できない場合

屋内体育施設等を利用してなお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

##### イ. 被災学校が1校で、全部又は大部分が使用不能の場合、公民館等施設を借用する。

##### ウ. 特定の地区が全体的に被災を受けた場合

避難先の最寄りの学校又は被災をまぬがれた公共的施設を利用するものとする。

利用できる施設がない場合は、応急仮校舎を建設するなどの対策を講ずるものとする。

### 3. 教科書及び学用品の調達並びに支給

#### (1) 調達方法

##### ア. 教科書の調達

被災学校の学校別・学年別・使用教科書ごとに、その数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店に連絡し、供給を受けるものとする。また、町内の他の学校及び他の市町に対し、使用済みの古本の供与を依頼するものとする。

##### イ. 学用品の調達

学用品については、県より送付を受けた物を配布するほか、県の指示により調達する。

#### (2) 支給対象者

住家が全壊・全焼・流失・半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品を喪失又は毀損した者に対して支給する。

#### (3) 支給の方法

文教班（教育委員会）は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。



(4) 支給項目

- ア. 教科書
- イ. 文房具（ノート・鉛筆・消ゴム・クレヨン等）
- ウ. 通学用品（運動靴・カバン等）
- エ. その他

**4. 避難所開設支援**

学校長は、災害対策本部より指定緊急避難場所の開設の指示があったときは、体育館等を開放し、避難者の受入れを行う。また、施設の利用等について、避難所派遣職員と協議し、運営に協力する。

**5. 教科書及び学用品等の給付の費用・期間**

教科書及び学用品の支給品目、費用並びに期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

**6. 学校給食対策**

文教班（教育委員会）は、応急給食の必要があると認めたときは、関係機関と協議の上、応急給食を実施する。

**7. 被災教職員・児童・生徒の健康管理**

災害の状況により被災学校の教職員・児童・生徒に対し、感染症予防接種・健康診断を南筑後保健福祉環境事務所に依頼し、実施するものとする。

**8. 心のケア対策**

町及び学校長は、南筑後保健福祉環境事務所等関係機関と連携し、被災した児童・生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等、心に傷を受けた児童・生徒の心の健康保持に努める。

## 第30節 治安対策計画

避難所及びその周辺、避難のために住民が不在となった地域において、盗難等の各種犯罪の防止や火災予防のため、次のことを実施する。

### 1. 情報交換

治安維持のため、適切な防犯活動が行えるように、総務班は警察、防犯組合、自主防災組織等と被害や避難情報等の情報交換を行い、連携を図る。

### 2. パトロール

総務対策部は、警察、防犯組合、自主防災組織等と連携し、避難所及びその周辺、避難のために住民が不在となった地域のパトロールを実施する。

### 3. 防犯灯の復旧

総務対策部及び技術部は、治安維持のため防犯灯等の被害を調査し、早期復旧を図る。